

株主各位

証券コード 3543
2023年5月10日
(電子提供措置の開始日 2023年4月28日)
愛知県名古屋市中区葵三丁目12番23号

株式会社 **コメダ** ホールディングス

代表取締役社長 甘利 祐一

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、そのいずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<http://www.komeda-holdings.co.jp/ir/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3543/teiji/>



【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「コメダホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3543」を入力検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順にご選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、3頁の「議決権行使等についてのご案内」をご参照いただき、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年5月24日（水曜日）午後6時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年5月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	愛知県名古屋市中区錦一丁目19番30号 名古屋観光ホテル 3階「那古の間」 (詳細は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第9期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第9期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件</p>
4 電子提供措置に関する事項	<p>電子提供措置事項のうち、事業報告の「財産及び損益の状況」、「対処すべき課題」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」並びに連結計算書類の「連結持分変動計算書、連結注記表」、計算書類の「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表」及び「会計監査人の監査報告書（連結計算書類）、会計監査人の監査報告書（計算書類）、監査等委員会の監査報告書」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部です。</p> <p>なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会におけるお土産の贈呈、お飲み物の提供及び招集ご通知などの配布は行いません。
- 本株主総会における決議結果につきましては、本総会終了後、前頁記載の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へ進む」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、取締役候補者の選任につきましては、取締役会の諮問機関である「独立諮問委員会（独立社外取締役4名で構成）」の審議を経たうえで、答申に基づき取締役会にて候補者を決定しております。

また、監査等委員会より、各候補者とも当社の取締役として適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 <p>あま り ゆういち 甘利 祐一 (1963年4月1日生)</p>	1985年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2006年7月 セガサミーホールディングス株式会社 執行役員 2006年10月 サミー株式会社 取締役 2011年4月 同社 代表取締役専務 営業本部長 2011年8月 タイヨーエレクトリック株式会社 代表取締役社長 2017年4月 セガサミーホールディングス株式会社 上席執行役員 2019年12月 株式会社コメダ 顧問 2020年3月 同社 取締役 営業本部長 2020年5月 当社 取締役 2020年11月 株式会社コメダ 専務取締役 営業本部長兼人事総務本部管掌 2021年5月 当社 代表取締役副社長 株式会社コメダ 代表取締役副社長 営業本部長兼人事総務本部管掌 2021年10月 同社 代表取締役副社長 営業本部長兼人事総務本部管掌 2022年3月 同社 代表取締役副社長 人事総務部管掌 2022年5月 当社 代表取締役社長（現任） 2022年5月 株式会社コメダ 代表取締役社長 人事総務部管掌 2023年3月 株式会社コメダ 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社コメダ 代表取締役社長	13,230株
		取締役候補者とした理由 同氏は、銀行の支店長を務めるなど営業拠点での経験が長く、その後エンターテインメント/コンシューマー会社の代表取締役等を歴任し、当社及び当社事業子会社である株式会社コメダの代表取締役副社長等を経て2022年5月に代表取締役社長に就任しております。これら業種・業態を問わず数多くの取引先を相手にビジネスを拡大してきた実績と豊富な経験・見識及び財務会計に関する知見を生かすことにより、当社グループ経営の推進に適正な判断と迅速な意思決定を可能にすると考え、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 しげみず ひろき 清水 宏樹 (1973年 8月19日生)	1998年10月 太田昭と監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2002年 6月 公認会計士登録 2014年 9月 株式会社コメダ 社外監査役 2014年11月 当社 社外監査役 2016年 4月 当社 社外取締役 (監査等委員) 2017年 5月 当社 管理副本部長 2017年 5月 株式会社コメダ 取締役 経営戦略副本部長 2019年 5月 当社 取締役 管理副本部長 2020年 5月 当社 取締役 CFO 管理本部長 2020年 5月 株式会社コメダ 取締役 経営戦略本部長 2021年10月 同社 取締役 経営戦略本部長兼総務部管掌 2022年 3月 同社 取締役 経営戦略本部・管理本部・総務部管掌 2022年 3月 PT KOMEDA COFFEE INDONESIA コミサリス (現任) 2022年 5月 当社 常務取締役 CFO 管理本部長 (現任) 2022年 5月 株式会社コメダ 常務取締役 経営戦略本部・管理本部・総務部管掌 2023年 3月 株式会社コメダ 常務取締役 経営戦略本部・管理本部管掌 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社コメダ 常務取締役 経営戦略本部・管理本部管掌	27,340株
	取締役候補者とした理由 同氏は、当社の元社外取締役 (監査等委員) であり当社グループの業務全般に精通していることに加え、当社及び当社事業子会社である株式会社コメダの経営戦略担当取締役として、また公認会計士としての高い専門性及びコンプライアンスの視点をもって、経営管理及び財務戦略等に関して幅広い立場で経営に参画しております。同氏が当社の取締役に就任することで、上記経験・実績・見識に基づいた適正な判断と当社グループ全体の迅速な意思決定を可能にすると考え、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 きたがわ なおき 北川 直樹 (1970年 5月26日生)	1993年 4月 富士電機総設株式会社 (現 富士古河 E & C 株式会社) 入社 2000年 4月 株式会社コメダ入社 2014年 6月 同社 執行役員 2017年 5月 同社 取締役 開発本部長 2019年 5月 当社 取締役 (現任) 2022年 3月 株式会社コメダ 取締役 開発・建設本部・営業本部・加盟店支援本部管掌 2023年 3月 株式会社コメダ 取締役 開発・建設本部・営業本部・人事総務本部管掌 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社コメダ 取締役 開発・建設本部・営業本部・人事総務本部管掌	27,530株
	取締役候補者とした理由 同氏は、2000年に当社事業子会社である株式会社コメダに入社し、店舗での営業経験を積んだ後、営業部門及び開発部門の責任者を務めるなど、当社グループ事業に関する造詣も深く、店舗開発に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。同氏が当社の取締役に就任することで、上記経験・実績・見識に基づいた適正な判断と当社グループ全体の迅速な意思決定を可能にすると考え、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	 やまもと ともひで 山本 智英 (1967年1月27日生)	1989年4月 大和美業株式会社 (現 株式会社ダイワエクシード) 入社 2003年10月 株式会社ドトールコーヒー入社 2010年8月 株式会社スーパーホテル 経営品質部長 2013年10月 株式会社コメダ 営業推進部長 2015年6月 同社 執行役員 2017年5月 同社 取締役 営業本部長 2018年3月 同社 取締役 マーケティング本部長 2019年3月 同社 取締役 営業本部長 2019年5月 当社 取締役 (現任) 2020年3月 株式会社コメダ 取締役 事業推進本部長 2022年3月 同社 取締役 製造本部・商品統括本部・マーケティング本部管掌 (現任)	9,030株
		(重要な兼職の状況) 株式会社コメダ 取締役 製造本部・商品統括本部・マーケティング本部管掌	
取締役候補者とした理由 同氏は、競業他社等に飲食事業及びフランチャイズ事業に長年の関わりがあり、当社事業子会社である株式会社コメダでは営業部門及びマーケティング部門の責任者として既存店舗の売上向上や新商品開発等に関わる業務執行を通じて培った豊富な経験・実績・見識を有しております。同氏が当社の取締役に就任することで、上記経験・実績・見識に基づいた適正な判断と当社グループ全体の迅速な意思決定を可能にすると考え、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 新任	 いしはら かずひろ 石原 一裕 (1967年12月3日生)	1990年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1997年4月 ダノンインターナショナルプランズジャパン株式会社へ出向 2000年8月 タリーズコーヒージャパン株式会社 事業開発部長 2001年3月 同社 取締役事業開発部長 2002年3月 同社 常務取締役 2005年6月 コールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社 取締役社長 2006年3月 同社 代表取締役社長 2014年2月 株式会社ホットランド 取締役スイーツ&カフェ事業本部長 2015年12月 同社 取締役海外事業室長 2018年1月 スターバックスコーヒージャパン株式会社 サイレンリテイル統括オフィサー 2019年8月 同社 店舗開発統括オフィサー兼サイレンリテイル統括オフィサー	一株
		取締役候補者とした理由 同氏は、競業他社等に長年事業開発等に携わっており、飲食事業及びフランチャイズ事業に関する豊富な経験・実績及び見識を有しており、またコールド・ストーン・クリーマリー・ジャパン株式会社の代表取締役社長を務めるなど経営者としての豊富な経験も有しております。同氏が当社の取締役に就任することで、上記経験・実績・見識に基づいた適正な判断と当社グループ全体の迅速な意思決定を可能にすると考え、取締役候補者としております。	

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は取締役全員が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為 (不作為を含む) に起因して、被保険者に対してなされた請求により被保険者が被る損害が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しておりますが、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役中浜明光氏及び堀雅寿氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。

なお、取締役会は、独立諮問委員会からの答申に基づき、監査等委員である取締役候補者を決定しており、本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	 ほり まさとし 堀 雅寿 (1953年10月14日生)	1976年4月 富士ゼロックス株式会社 (現 富士フイルムビジネスソリューション株式会社) 入社 1990年1月 株式会社日本総合研究所入社 2005年12月 株式会社ポッカコーポレーション (現 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社) 代表取締役社長 2011年6月 同社 代表取締役会長 2012年3月 同社 代表取締役社長 2015年6月 愛知電気株式会社 社外監査役 2019年5月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年3月 横浜ゴム株式会社 社外取締役 (現任) 2021年6月 シダックス株式会社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 横浜ゴム株式会社 社外取締役 シダックス株式会社 社外取締役	一株
監査等委員である取締役 (社外取締役) 候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、長年にわたり株式会社ポッカコーポレーション (現 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社) の代表取締役として経営に携わっており、企業経営・事業戦略・営業及びマーケティング施策に関する豊富な知識と経験を有しており、当社取締役会の意思決定及び監督機能の強化等に貢献していただくことを期待し、監査等委員である取締役 (社外取締役) 候補者となりました。			
候補者の独立性について 当社と同氏及び同氏の兼職先との間に取引関係はなく、その他特別の利害関係もありません。			

再任
社外
独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	 しらはた ひさし 白畑 尚志 (1962年5月5日生)	1985年 9月 青山監査法人入所 1988年 7月 公認会計士登録 1991年10月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1999年 7月 青山監査法人入所 2000年 7月 中央青山監査法人 社員就任 2002年 7月 同法人 代表社員就任 2006年 9月 あらた監査法人 (現 PwCあらた有限責任監査法人) パートナー 2022年 7月 株式会社インフォメーション・ディベロプメント 社外取締役 (現任) 2023年 3月 株式会社イトーキ 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社インフォメーション・ディベロプメント 社外取締役 株式会社イトーキ 社外監査役	ー株
		監査等委員である取締役 (社外取締役) 候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、公認会計士として、また金融機関での会計・財務に関する豊富な経験と見識を活かし、経営者から独立した立場で当社取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化等に貢献していただくことを期待し、監査等委員である取締役 (社外取締役) 候補者として適任であると判断しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	
候補者の独立性について 当社と同氏及び同氏の兼職先との間に取引関係はなく、その他特別の利害関係もありません。			

- (注) 1. 堀雅寿氏及び白畑尚志氏は、社外取締役候補者です。
 2. 当社は、堀雅寿氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。堀雅寿氏の選任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定です。また、白畑尚志氏の選任が承認された場合、同氏との当該契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。
 3. 当社は取締役全員が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。堀雅寿氏及び白畑尚志氏が監査等委員である取締役に就任した場合、役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約の概要は、本株主総会招集ご通知株主総会参考書類7頁 (注2) に記載のとおりです。
 4. 堀雅寿氏は、現在当社の社外取締役ですが、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
 5. 当社は、堀雅寿氏及び白畑尚志氏が上場証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしているため、堀雅寿氏については継続して、また白畑尚志氏については新たに独立役員として届け出る予定です。

(ご参考) 第1号議案及び第2号議案を承認いただいた場合の役員体制
 当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりです。

	企業 経営	業界の知識・ 経験 (外食)	財務・ 会計	営業・ マーケティング	ESG・ サステナビリティ	法務・ コンプライアンス	人事・労務・ 人材開発	製造・調達・ 品質管理	IT・ DX	M&A・ 新規事業・グローバル
甘利 祐一	●		●	●	●		●		●	●
清水 宏樹			●		●	●			●	●
北川 直樹		●		●	●	●	●			●
山本 智英		●		●	●			●		●
石原 一裕	●	●		●				●		●
堀 雅寿	●			●				●		
吉本 陽子					●		●		●	
尾田知亜記						●	●			●
白畑 尚志			●			●				●

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額は、2016年4月1日開催の当社臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。以下「金銭報酬枠」といいます。）とご承認いただき、また、2018年5月29日開催の第4回定時株主総会において、当該報酬枠の範囲内で、譲渡制限付株式（譲渡制限期間は3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間）を付与するための金銭報酬の総額を年額30百万円以内（発行又は処分される当社の普通株式は年20千株以内）とすることにつきご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的向上に向けたインセンティブを高めるとともに、株主の皆さまとの価値共有をより長期に亘り実現させること、及び当社の業績と対象取締役の報酬の連動性を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬等を次のとおり改定することについてご承認をお願いいたします。

新たな譲渡制限付株式報酬制度は、株主の皆さまとの価値共有をより長期に亘り実現させるため、譲渡制限期間を「対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間」に改定した「勤務継続型譲渡制限付株式制度」と、当社の業績と対象取締役の報酬の連動性を高めることを目的とした「業績連動型譲渡制限付株式制度」から構成するものとします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、いずれも金銭報酬枠とは別枠で、勤務継続型譲渡制限付株式制度につき年額50百万円以内、業績連動型譲渡制限付株式制度につき年額30百万円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は、勤務継続型譲渡制限付株式制度につき年20千株以内、業績連動型譲渡制限付株式制度につき年12千株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。また、従来の譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬枠は廃止するものとし、今後当該報酬枠に基づく譲渡制限付株式の付与はいたしません。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、独立諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会において決定するものといたします。

また、本議案に基づく当社の普通株式の発行又は処分は、対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法で行うものとし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

本議案の内容は、対象取締役に対し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（その概要は事業報告19頁から20頁をご参照ください。）に基づき、譲渡制限付株式を付与するために必要かつ合理的な内容であり、また、対象取締役に対して1年間に発行又は処分される株式総数が、発行済株式総数（2023年2月28日時点）に占める割合は0.07%以下であり、その希薄化率は軽微であるため、相当であると考えております。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の員数は5名となります。なお、監査等委員会は、本議案の内容は相当であると判断しております。

本議案に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要として以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、それぞれ次に定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(1) 勤務継続型譲渡制限付株式制度

本割当株式の割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間

(2) 業績連動型譲渡制限付株式制度

本割当株式の割当日から5年以内で当社の取締役会が定める期間

2. 譲渡制限の解除条件

(1) 勤務継続型譲渡制限付株式制度

対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、上記1(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記1(1)に定める地位を退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(2) 業績連動型譲渡制限付株式制度

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあることを条件として、当社の取締役会が予め設定した業績指標（2023年付与分は、当社の中期経営計画の財務目標である1株当たり利益（EPS）年平均成長率、投下資本利益率（ROIC）、自己資本比率、総還元性向、及び二酸化炭素排出削減量等を業績指標として設定予定）の達成度に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

3. 本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は上記2(2)に定める地位を喪失した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. マルス・クローバック制度

譲渡制限期間中に、対象取締役が一定の非違行為を行った場合その他の本割当契約で定める一定の事由が生じた事実が判明した場合、当社は、当該対象取締役の保有する本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。また、本譲渡制限期間の満了後2年を経過する日までの間に、対象取締役が一定の非違行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由が生じた事実が判明した場合、当社は、当該対象取締役に対し、その保有する本割当株式の全部又は一部の返還、もしくは当該株式に代わる時価相当額の金銭の支払いを請求することができる。

5. 組織再編等における取り扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

6. その他取締役会で定める事項

本割当契約に関するその他の事項は、独立諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会において定める。

(ご参考)

本議案が原案どおりに承認可決された場合であっても、当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対しては、譲渡制限期間を「3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間」とする譲渡制限付株式を引き続き交付する予定であります。

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く外食産業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下、「コロナ禍」といいます。）に対する行動制限が2022年3月に全面解除された後、経済社会活動の正常化並びに景気の持ち直しの動きが見られました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻が引き起こしたサプライチェーンの混乱や円安の影響による原材料価格やエネルギーコストの上昇、人材採用難による働き手不足の深刻化、コロナ禍の影響による消費行動・価値観の変化など、極めて先行き不透明な事業環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画「VALUES 2025」に掲げる『“くつろぎ”で、人と地域と社会をつなぐ』をスローガンに、コロナ禍の影響を受けた業績の回復だけでなく、既存モデルの拡充、新しい共創価値の追求、財務価値の維持拡大に取り組んでまいりました。店舗においては、お客様の安全を第一に感染防止対策を徹底して営業いたしました。一部店舗においてはスタッフの感染や濃厚接触等により、時短営業又は臨時休業を余儀なくされました。加えて、コーヒー豆や小麦粉等の原材料価格やエネルギーコスト高騰の影響を受け、4月から店舗ごとにメニュー価格の値上げを実施しました。F C加盟店に対する卸売価格については2022年8月末まで据え置いておりましたが9月より値上げを実施しました。

メニュー価格の値上げに対して、モーニングサービスに付加価値を加えるなどお客様の店舗体験価値を高めるためのQ S C向上施策を実施したほか、有楽製菓株式会社様の人気商品「ブラックサンダー」とコラボした「シロノワール ブラックサンダー」やISHIYA様監修の「シロノワール 白い恋人」等を季節限定で発売したことにより、多くのお客様にご来店いただきました。その結果、当連結会計年度におけるF C加盟店向け卸売の既存店売上高前年比は105.9%（2020年2月期比104.7%）、全店売上高前年比は109.6%となり、コロナ禍前の卸売売上上の水準を上回りました。

また、コメダ珈琲店について、東日本及び西日本エリア並びに海外を中心に新規に40店舗を出店したほか、新業態としてテイクアウト大判焼き専門店の大館吉日等を出店した結果、当連結会計年度末の店舗数は、次頁に記載のとおり、987店舗となりました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度の売上収益は37,836百万円(前連結会計年度比13.6%増)となりました。また、売上収益の回復に伴う売上総利益の増加等により、営業利益は8,024百万円(前連結会計年度比9.8%増)、税引前利益は8,001百万円(前連結会計年度比11.5%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は5,424百万円(前連結会計年度比9.9%増)となりました。

当連結会計年度の店舗数推移

区分	エリア	前連結会計年度末	新規出店	閉店	当連結会計年度末
コメダ珈琲店	東日本	293 (21)	15 (－)	－ (－)	308 (21)
	中京	310 (3)	3 (－)	9 (－)	304 (3)
	西日本	308 (9)	13 (2)	2 (－)	319 (10)
	海外	29 (11)	9 (2)	1 (－)	37 (13)
おかげ庵	全国	12 (6)	1 (1)	－ (－)	13 (7)
BAKERY ADEMOK KOMEDA is □ 大館吉日 La Vinotheque	全国	4 (4)	2 (2)	－ (－)	6 (6)
合計		956 (54)	43 (7)	12 (－)	987 (60)

- (注) 1. () 内の数値は直営店舗数であり、内数で記載しております。
 2. コメダ珈琲店の東日本エリアにおいて、直営店1店舗をFC化し、FC店1店舗を直営化、西日本エリアにおいて直営店1店舗をFC化しております。
 3. 上表には、2022年9月にオープンした物販店舗 La Vinotheque を含めております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,269百万円であり、その主な内容は、コメダ珈琲店本店リニューアルのための建替工事、同敷地内に併設したおかげ庵本店の出店、既存工場における品質向上・生産効率及び職場環境改善のための投資及びその他の改修工事、台湾・インドネシアにおける直営店舗の出店、並びにお客様の利便性・店舗オペレーションの効率性を向上させる新アプリの開発等DXプロジェクトに係るものです。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、機動的な資金調達と安定的な流動性の確保を目的として、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行と合計120億円の当座貸越契約を締結いたしました。なお、当連結会計年度末において、当該当座貸越契約に関する借入実行残高はありません。

(2) 重要な子会社の状況 (2023年2月28日現在)

当社の重要な子会社は次のとおりです。

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社コメダ	196	100	コメダ珈琲店等のF C加盟者に対し、出店物件選定、店舗建物・内装等の設計施工ノウハウ提供、運営指導、食資材の製造・卸売、店舗建物の転貸等を行っております。また、F C加盟店様の人財トレーニング及びモデル店舗として直営店を出店しております。
客美多好食股份有限公司	20,000 (千台湾ドル)	51 (51)	台湾において、株式会社コメダと同様の直営店及びF C事業の運営を行っております。
PT KOMEDA COFFEE INDONESIA	101 (億ルピア)	100 (99)	インドネシアのバリ島において株式会社コメダと同様の直営店の運営を行っております。

- (注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。
2. 当連結会計年度において、PT KOMEDA COFFEE INDONESIAを設立したため、重要な子会社に含めております。
3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特定完全子会社の名称	株式会社コメダ
特定完全子会社の住所	名古屋市東区葵三丁目12番23号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	13,114百万円
当社の総資産額	19,706百万円

2 会社の現況

(1) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2023年2月28日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の様況
臼井 興胤	代表取締役会長	株式会社コメダ 代表取締役会長 カスタマーリレーション本部管掌 客美多好食股份有限公司 董事 株式会社エイチーム 独立社外取締役
甘利 祐一	代表取締役社長	株式会社コメダ 代表取締役社長 人事部管掌
清水 宏樹	常務取締役 C F O 管理本部長	株式会社コメダ 常務取締役 経営戦略本部・管理本部・総務部管掌 PT KOMEDA COFFEE INDONESIA コミサリス
北川 直樹	取締役	株式会社コメダ 取締役 開発・建設本部・営業本部・加盟店支援本部管掌
山本 智英	取締役	株式会社コメダ 取締役 製造本部・商品統括本部・マーケティング本部管掌
中浜 明光	取締役 (監査等委員)	株式会社コメダ 監査役 中浜明光公認会計士事務所 代表 ミタチ産業株式会社 社外取締役 株式会社安江工務店 社外取締役 トピラスシステムズ株式会社 社外取締役
堀 雅寿	取締役 (監査等委員)	横浜ゴム株式会社 社外取締役 シダックス株式会社 社外取締役
吉本 陽子	取締役 (監査等委員)	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 経済政策部 主席研究員
尾田知亜記	取締役 (監査等委員)	弁護士法人しょうぶ法律事務所 所属弁護士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 中浜明光氏、堀雅寿氏、吉本陽子氏及び尾田知亜記氏は、社外取締役です。
2. 当社は、取締役 (監査等委員) 中浜明光氏、堀雅寿氏、吉本陽子氏及び尾田知亜記氏を上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、内部監査室にて監査等委員会の職務を補助しており、内部監査室長が重要会議への出席等を通じて情報収集を行っております。監査等委員会と内部監査室は、情報交換等を通じて相互に連携して内部統制システムの強化を推進しております。また、監査等委員会は内部統制システムを活用して組織的に監査活動を実施しており、監査の実効性を確保していることから、常勤の取締役 (監査等委員) を選定しておりません。
5. 2022年5月25日付で、取締役臼井興胤氏は代表取締役社長から代表取締役会長に、取締役甘利祐一氏は代表取締役副社長から代表取締役社長に就任しました。また、同日付で取締役清水宏樹氏は取締役 C F O から常務取締役 C F O に就任しました。
6. 2022年5月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役 (監査等委員) 石川恭久氏は任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。以下「非業務執行取締役」という。) とは、会社法第427条第1項及び定款第28条第2項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役であり、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担していますが、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由を設けています。

④ 当事業年度における取締役の報酬等

1) 報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬			
			業績評価 基準報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く)	179	90	74	15	—	5
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	19 (19)	19 (19)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (5)
合計 (うち社外役員)	198 (19)	109 (19)	74 (—)	15 (—)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 当事業年度末での取締役（監査等委員を除く。）の人数は5名、取締役（監査等委員）の人数は4名です。
2. 株式報酬は、譲渡制限付株式に係る当事業年度における費用計上額です。
3. 株式報酬は、会社法施行規則第98条の5第3号に定める「非金銭報酬」に該当します。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年4月1日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。同臨時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く。）の人数は3名です。また、2018年5月29日開催の定時株主総会において、当該報酬限度額の内枠で、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額300百万円以内、金銭報酬の対価として発行・処分する当社普通株式の上限を年20千株と決議いただいております。同定時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く。）の人数は4名です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年4月1日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。同臨時株主総会終結時の取締役（監査等委員）の人数は3名です。

2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議によって取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等については、企業業績及び企業価値の持続的な向上に加えて、株主の皆様との価値共有に資する体系であることを基本方針としています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、単に「取締役」という。）の報酬は「固定報酬」と「業績連動報酬」から構成され、「業績連動報酬」はさらに、単年度の業績目標達成度に応じた「業績評価基準報酬」及び「賞与」並びに中長期のインセンティブとして「譲渡制限付株式報酬」とで構成されます。

監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）の報酬は、客観的な立場に基づく当社経営に対する監督及び助言の役割を考慮し、定額の「固定報酬」のみとしております。

2. 固定報酬（個人別）の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬については月額とし、各取締役の役位、職責、在任年数及び経営能力等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮して報酬額を決定しております。

3. 業績連動報酬（個人別）の額又は数の算定方法の決定に関する方針

A 業績評価基準報酬及び賞与

経営環境並びに当社グループの成長性及び収益性を考慮して設定した業績予想における単年度の連結営業利益（2022年2月期は7,305百万円であり、達成率は100.8%）をベースとした全社業績及び個人目標達成度に基づき、業績評価基準報酬として月額固定報酬に対する一定の割合を毎月の固定報酬と合わせて支給するとともに、定時株主総会終了後にその一部を役員賞与として支給することがあります。

B 株式報酬

取締役に対し持続的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的に、当社は取締役への株式報酬として、2018年5月29日開催の定時株主総会決議により、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。各取締役に対する譲渡制限付株式の付与株式数については、上記Aに記載の業績指標をベースとした前連結会計年度の全社業績に応じて毎年決定することとし、原則として定時株主総会終了後1ヶ月以内に開催される取締役会において、支給額及び支給時期を決定しております。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間については3年間から5年間までの間において、当社の取締役会がこれを定めるものとしております。

4. 固定報酬、業績連動報酬（個人別）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、他社水準等を踏まえ上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。なお、全社的な営業利益目標の達成率が100%であった場合の固定報酬、業績評価基準報酬及び賞与、並びに譲渡制限付株式報酬の割合は、概ね55：40：5を基本としております。

3) 個人別の報酬額の決定方法

取締役会は、独立諮問委員会（独立社外取締役4名で構成）の審議・答申を経た上で、監査等委員会の意見を聴取し、株主総会で承認された報酬総額の限度内において各取締役の報酬等の内容を決定しております。また、各監査等委員の報酬額は、監査等委員会で決定しております。

4) 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が上記方針に基づき株主総会で承認された報酬総額の限度内において原案を作成し、独立諮問委員会へ諮問を行い、独立諮問委員会の答申及び監査等委員会の意見を聴取した上で取締役会に上程していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断し、決議をしております。

(ご参考)

なお、当社は2023年4月17日開催の取締役会において、本株主総会の第3号議案についてご承認いただくことを条件として、新たな決定方針を決議しました。株式報酬に関して同3号議案をご承認いただいた場合の決定方針の概要は次のとおりです。

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等については、企業業績及び企業価値の持続的な向上に加えて、株主の皆様との価値共有に資する体系であることを基本方針とします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、単に「取締役」という。）の報酬は「固定報酬」、「業績評価基準報酬及び賞与」並びに「株式報酬」から構成されます。「業績評価基準報酬及び賞与」は単年度の業績目標達成度に応じた「業績評価基準報酬」及び「賞与」から構成され、「株式報酬」は中長期のインセンティブとして「譲渡制限付株式報酬」とします。

監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）の報酬は、客観的な立場に基づく当社経営に対する監督及び助言の役割を考慮し、定額の「固定報酬」のみとします。

2. 固定報酬（個人別）の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬については月額とし、各取締役の役位、職責、在任年数及び経営能力等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮して報酬額を決定します。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等（個人別）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

A 業績評価基準報酬及び賞与

経営環境並びに当社グループの成長性及び収益性を考慮して設定した業績予想における単年度の連結営業利益をベースとした全社業績及び個人目標達成度に基づき、業績評価基準報酬として月額固定報酬に対する一定の割合を毎月の固定報酬と合わせて支給するとともに、定時株主総会終了後にその一部を役員賞与として支給することがあります。

B 株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度は、株主の皆様との価値共有をより長期に亘り実現させるため、譲渡制限期間を「対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間」に改定した「勤務継続型譲渡制限付株式制度」と、当社の業績と対象取締役の報酬の連動性を高めることを目的とした「業績連動型譲渡制限付株式制度」によって構成するものとします。各取締役に対する譲渡制限付株式の付与株式数については、役位等に応じて毎年決定することとし、原則として定時株主総会終結後1ヶ月以内に開催される取締役会において、支給額及び支給時期を決定します。

勤務継続型譲渡制限付株式制度は、当社の取締役会で定める一定期間、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあることを条件として、退任・退職時に譲渡制限を解除する制度です。

業績連動型譲渡制限付株式制度は、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の割当日から5年以内で当社の取締役会が定める期間とし、当社の取締役会が予め設定した業績指標の達成度に応じて譲渡制限を解除する株式数を変動させる制度です。なお、2023年付与分については、当社の中期経営計画の財務目標である1株当たり利益（EPS）年平均成長率、投下資本利益率（ROIC）、自己資本比率、総還元性向、及び二酸化炭素排出削減量等を業績指標として設定する予定です。

4. 固定報酬、業績評価基準報酬及び賞与並びに株式報酬（個人別）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、他社水準等を踏まえ上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成とします。なお、業績指標の達成率が100%であった場合の固定報酬、業績評価基準報酬及び賞与、並びに株式報酬の割合は、概ね40～50：35～40：10～20を基本とします。

2) 個人別の報酬額の決定方法

取締役会は、独立諮問委員会（独立社外取締役4名で構成）の審議・答申を経た上で、監査等委員会の意見を聴取し、株主総会で承認された報酬総額の限度内において各取締役の報酬等の内容を決定します。また、各監査等委員の報酬額は、監査等委員会で決定します。

連結計算書類(IFRS)

連結財政状態計算書 (2023年2月28日現在)

科目	2023年 2月期	(ご参考) 2022年 2月期
(資産の部)		
流動資産	16,484	15,395
現金及び現金同等物	6,681	6,205
営業債権及びその他の債権	5,285	5,074
その他の金融資産	3,336	3,152
棚卸資産	294	276
その他の流動資産	888	688
非流動資産	83,561	82,036
有形固定資産	14,316	13,679
のれん	38,354	38,354
その他の無形資産	374	261
営業債権及びその他の債権	26,523	25,890
その他の金融資産	3,315	3,227
繰延税金資産	299	414
その他の非流動資産	380	211
資産合計	100,045	97,431

(単位：百万円)

科目	2023年 2月期	(ご参考) 2022年 2月期
(負債の部)		
流動負債	12,128	11,694
営業債務	2,075	1,524
借入金	1,941	2,169
リース負債	3,602	3,356
未払法人所得税	1,322	1,557
その他の金融負債	1,949	1,746
その他の流動負債	1,239	1,342
非流動負債	47,298	48,122
借入金	10,143	12,077
リース負債	29,874	29,021
その他の金融負債	6,486	6,307
引当金	389	360
その他の非流動負債	406	357
負債合計	59,426	59,816
(資本の部)		
親会社の所有者に帰属する持分合計	40,543	37,559
資本金	651	639
資本剰余金	13,100	13,099
利益剰余金	26,895	23,870
自己株式	△109	△53
その他の資本の構成要素	6	4
非支配持分	76	56
資本合計	40,619	37,615
負債及び資本合計	100,045	97,431

注. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	2023年 2月期	(ご参考) 2022年 2月期
売上収益	37,836	33,317
売上原価	△24,844	△21,273
売上総利益	12,992	12,044
その他の営業収益	400	490
販売費及び一般管理費	△5,329	△4,912
その他の営業費用	△39	△317
営業利益	8,024	7,305
金融収益	52	47
金融費用	△75	△173
税引前利益	8,001	7,179
法人所得税費用	△2,553	△2,233
当期利益	5,448	4,946
当期利益の帰属		
親会社の所有者	5,424	4,934
非支配持分	24	12
当期利益	5,448	4,946

注. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主総会ライブ中継のご案内

インターネットによるライブ中継を実施いたします。
以下のURLまたはQRコードより当社サイトにアクセスし、IDとパスワードを入力してご覧ください。

【配信サイト】 <http://www.komeda-holdings.co.jp/ir/meeting.html>

ID :

パスワード :



【配信予定日時】 2023年5月25日（木曜日）午前10時から株主総会終了まで
※ログインは当日午前9時から可能となっております。

※上記サイトでは、ご質問、動議提出、議決権の行使を行うことはできません。
※ご視聴いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会会場ご案内図

会 場

名古屋観光ホテル3階「那古の間」

愛知県名古屋市中区錦一丁目19番30号

TEL (052) 231-7711 (代)



【ご案内】

地下鉄東山線・鶴舞線「伏見」駅⑧⑨⑩番出口徒歩2分

【お願い】

当日、ホテル駐車場（有料）は混雑することが予想されますので、公共交通機関をご利用の上、会場までお越しいただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

